

第 13 章 生活必需物資

資料番号 13-1

〔東北農政局〕

食品の卸売業者及び製造業者

1 米穀販売事業者

(平成28年8月現在)

1	名 称	全農秋田県本部米穀部精米センター	
	所 在 地	秋田市寺内字神屋敷 295-72	
	電話番号	018-857-3570	
	とう精	工場所在地	秋田市寺内字神屋敷 295-72
		電話番号	018-857-3570
		年間とう精能力（玄米：トン）	36,500

〔県農林水産部 農業経済課〕

2 地方卸売市場

（平成29年1月現在）

市場名	卸売業者名	取扱品目	所在地	電話番号
秋田市公設地方卸売市場				018-869-5222
	秋印秋田中央青果（株）	青果	秋田市外旭川字待合 28	018-869-7222
	丸果秋田県青果（株）	青果	秋田市外旭川字待合 28	018-869-5511
	丸水秋田中央水産（株）	水産物	秋田市外旭川字待合 28	018-869-5311
	（株）秋田丸魚	水産物	秋田市外旭川字待合 28	018-869-5411
大館市 公設総合地方卸売市場	大館市青果魚類卸売（株）	総合	大館市釈迦内字街道上 1	0186-48-6760
本荘総合 総合地方卸売市場	（株）本荘由利中央青果市場	青果	由利本荘市出戸町字水林 415	0184-23-2291
	（株）本荘丸中魚市場	水産物	由利本荘市出戸町字水林 415	0184-22-5124
畠山青果地方卸売市場	（株）畠山青果地方卸売市場	青果	大館市卸成町 1-9-19	0186-42-0397
能代青果地方卸売市場	（株）能代青果地方卸売市場	青果	能代市字鳥小屋 36-1	0185-52-5301
秋田県南 青果地方卸売市場	（株）秋田県南青果地方卸売市場	青果	横手市横手町字下飛瀬 75-2	0182-32-5551
能代水産物 地方卸売市場	（株）能代水産物地方卸売市場	水産物	能代市字鳥小屋 36-1	0185-52-1101
六郷地方卸売市場	（株）六水六郷地方卸売市場	水産物	仙北郡美郷町六郷字熊野 201-1	0187-84-1153
横手水産物 地方卸売市場	（株）横手水産物地方卸売市場	水産物	横手市卸町 7-7	0182-32-2852
横手中水地方卸売市場	横手中水（株）	水産物	横手市卸町 6-10	0182-32-5101
湯沢水産地方卸売市場	（株）山小湯沢水産地方卸売市場	水産物	湯沢市前森 3-8-17	0183-72-2111
秋田県漁協秋田港	秋田県漁業協同組合	水産物 (産地市場)	秋田市土崎港西 1-5-11	018-845-1311
秋田県漁協八森港	秋田県漁業協同組合	水産物 (産地市場)	山本郡八峰町字横間 156	0185-77-2255
秋田県漁協船川港	秋田県漁業協同組合	水産物 (産地市場)	男鹿市船川港船川字芦沢 210	0185-23-2281
秋田県漁協船川港椿	秋田県漁業協同組合	水産物 (産地市場)	男鹿市船川港双六字館山 65	0185-27-2211
秋田県漁協 北浦総括支所	秋田県漁業協同組合	水産物 (産地市場)	男鹿市北浦北浦字忍田 105	0185-33-2191
秋田県漁協 南部総括支所	秋田県漁業協同組合	水産物 (産地市場)	にかほ市金浦字塩焚浜番外地	0184-38-2210

〔県観光文化スポーツ部 秋田うまいもの販売課〕

3 秋田県パン協同組合組員

（平成28年12月現在）

名 称	所 在 地	電話番号
秋田県パン協同組合	秋田市川尻御休町 9-33	018-862-3566
(株) たけや製パン	秋田市川尻町大川反 233-60	018-864-3117
秋田米飯給食事業協同組合	秋田市新屋天秤野 88-25	018-865-1415
落合製パン工場	南秋田郡八郎潟町字一日市 115-3	018-875-2519
岩谷製パン(有)	大館市花岡町猫鼻 10-6	0186-46-1126
岩谷製パン	大館市十二所字十二所町 303	0186-52-2164
小池製パン(株)	大館市根下戸新町 9-25	0186-49-1515
武藤製パン工場	北秋田市松葉町 7-9	0186-62-0362
(株)山田製パン工場	能代市栄町 11-3	0185-52-6374
(有)油川菓子舗	由利本荘市美倉町 3	0184-22-2403
象潟製パン所	にかほ市象潟町 4 丁目塩越 12	0184-43-2073
(有)渡部製パン	由利本荘市砂子下 73-5	0184-22-1553
丸藤製パン工場	大仙市大曲上栄町 10-26	0187-62-0507
花館製パン工場	大仙市佐野町 12-2	0187-62-3448
(合)六郷製パン工場	仙北郡美郷町六郷字馬場 155-6	0187-84-0528
(有)布川製菓店	横手市平鹿町浅舞字蔀沼 163	0182-24-1073
(有)さそう	横手市増田町増田字上町 102-2	0182-45-4799
佐藤製パン所	湯沢市杉沢字戸石崎 112-5	0183-73-2921
木村精肉店	北秋田市材木町 9-30	0186-62-2460

4 秋田県牛乳協会会員（「※」印の事業所は特別会員、「△」印は販売のみ。）

（平成28年12月現在）

名 称	所 在 地	電話番号	牛乳	加工乳	乳飲料	乳製品
秋田県牛乳協会（全農県本部内）	秋田市八橋南 2-10-16	018-864-2401	△			
東北森永乳業(株)秋田工場	大館市岩瀬字上軽石野 38-1	0186-54-6111	○		○	○
鈴木牛乳店	秋田市太平目長崎字館の腰 3	018-838-2009	○			
(有)藤本乳業	横手市蛇の崎町 7-33	0182-32-5620	○			
菅牛乳店	湯沢市秋の宮字湯の岱 60	0183-56-2505	○			
(株)栗駒フーズ	湯沢市皆瀬字桂沢 81-1	0183-47-5859	○		○	○
佐々木牛乳店	湯沢市関口字戸沢 173	0183-73-1768	○			
(株)鳥海高原ユースパーク	由利本荘市矢島町城内字花立 96	0184-55-2929	○			○
※雄勝酪農農業協同組合	湯沢市前森 3-4-11	0183-73-2560	△			
※雪印メグミルク(株)北東北支店	岩手県盛岡市盛岡駅前北通 1-16	019-626-3691	○	○	○	○
※(株)明治 北日本支社（盛岡）	岩手県盛岡市盛岡駅西通 2-9-1-12F	0120-044-082	○	○	○	○

災害時における生活必需物資の調達に関する協定

秋田県（以下「甲」という。）と株式会社ローソン（以下「乙」という。）とは災害救助に必要な物資（以下「物資」という。）の調達及び運搬に関し、次のとおり協定を締結する。

（要 請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認められたときは、乙に対し、その調達・製造が可能な範囲内で物資の供給を要請することができる。

- (1) 秋田県内に災害が発生し、または発生するおそれがあるとき。
- (2) 秋田県以外の災害について、甲が物資のあっせんを必要と判断したとき。

（調達物資の範囲及び数量）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達・製造が可能な物資とする。ただし、乙の加盟店への商品供給を優先すること、災害時における物流ラインの断絶等により物資の供給が不能または遅延する可能性があることを甲は予め承諾するものとする。

- (1) 食料品
- (2) 飲料水
- (3) 日用品
- (4) その他甲が指定する物資

2 乙は、甲からの要請に基づき、毎年4月1日現在において災害時に供給可能な物資の数量を報告するものとする。ただし、実際の供給物資は前項に定めるとおり要請時点での供給可能物資を基準とする。

（要請の方法）

第3条 第1条の要請は、「物資発注書」（別紙1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第4条 第1条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を「調達可能数量・措置の状況報告書」（別紙2）により甲に提出するものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第5条 物資の引渡し場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定する者が行うものとする。

- 2 甲は、当該場所に職員を派遣し物資を確認のうえ引き取るものとする。
- 3 甲は、前項による引き取りを市町村に代行させることができる。
- 4 甲は、当該場所への物資運搬は乙の指定業者が行うことを予め承諾する。

（費用）

第6条 乙が供給した物資の対価は、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する額は、引渡し場所への運搬終了後、乙の提出する出荷確認等に基づき、災害発生直前の乙の販売推奨価格とする。

3 乙が行った運搬に係る費用は、乙の通常の商品搬送業務と異なる引渡し場所が発生した場合は甲の負担とする。

（費用の支払い）

第7条 甲が引き取った物資及び乙が行った運搬等の費用は、乙からの請求後、速やかに甲から乙に支払うものとする。

（担当者等の報告）

第8条 甲と乙は、この協定の成立にかかわる担当者及び連絡先を協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（車両の通行）

第9条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（効力）

第11条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、双方いずれからも意思表示がないときは、更新されたものとする。

（解除）

第12条 この協定を解除する場合は、甲乙いずれか一方が解除日1ヶ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれが1通を保有するものとする。

平成18年7月10日

（甲）住所 秋田県秋田市山王四丁目1番1号
氏名 秋田県知事 寺田典城

（乙）住所 大阪府吹田市豊津町9番1号
株式会社 ローソン
氏名 代表取締役 新浪 剛

物 資 発 注 書

平成 年 月 日

会社名 株式会社ローソン

代表取締役社長 ○○○○ 様

担当部署 CCOオフィス

秋田県知事

「災害時における生活必需物資の調達に関する協定」に基づき、下記のとおり要請します。なお、協定書第 4 条により、本要請に対する貴社の措置状況を報告願います。

記

要請する物資

要請期間	要請品目	要請数量	搬入希望場所
月 日から 月 日まで			

※ 要請数量は、1 日あたりの数量とする。

秋田県総務部総合防災課

電話 018-860-○○○○

担当 ○○ ○○

調達可能数量・措置の状況報告書

平成 年 月 日

（あて先）秋田県知事

会社名 株式会社ローソン

担当部署 CCOオフィス

「災害時における生活必需物資の調達に関する協定」（第4条・第8条）に基づき、当社の（物資可能数量・措置の状況）を下記のとおり報告します。

記

1 調達可能数量

発災直後		発災後3日以降	
品名	調達可能数量	品名	調達可能数量
（調理不要の食品）		（主食+副食品）	
おにぎり		おにぎり	
弁 当		弁 当	
パ ン		パ ン	
飲料水（お茶等）		缶 詰	
その他		カップラーメン	
		カップ味噌汁	
		飲料水（お茶等）	
		その他	
下着類（ ）	タオル（ ）	懐中電灯（ ）	乾電池（ ）
軍 手（ ）	ちり紙（ ）	ろうそく（ ）	ウエットティッシュ（ ）
カセットボンベ（ ）			
※ その他			
（ ）（ ）		（ ）（ ）	
（ ）（ ）		（ ）（ ）	
（ ）（ ）		（ ）（ ）	

（注）協定書第8条による報告は、被災がないと想定した場合の1日あたりの最大調達・製造可能数量の概数を記入する。

2 物資の搬入場所・方法（いずれかに○印を付ける。）

- ① 秋田県災害対策本部まで当社が搬入する。
- ② 当社指定場所で現地対策本部に引渡し。
- ③ その他

搬入方法（陸路、空路、海路）

3 発生時の当社の連絡先（不通の場合を考慮し、3ケースを記入する。）

	所 在	担当部署	担当者	電話（FAX）番号
第1順位				電話 FAX
第2順位				電話 FAX
第3順位				電話 FAX

4 その他

災害時における応急生活物資の供給に関する協定

秋田県（以下「甲」という。）と秋田県生活協同組合連合会（以下「乙」という。）は、秋田県内において地震、風水害その他による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の応急生活物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第1条 災害時において甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は乙に対し、乙に加盟する生協（以下「会員生協」という。）の保有商品の供給について、協力を要請することができる。

（応急生活物資）

第2条 甲が乙に要請する応急生活物資は、被害の状況に応じ、別表の品目の中から指定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は乙と協議の上、別表以外の品目を指定できるものとする。

（要請手続）

第3条 第1条の規定による要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法により行い、その後速やかに文書を送付するものとする。

（応急生活物資の供給）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、会員生協を通じ、保有商品の供給に積極的に協力するものとする。

（応急生活物資の運搬、引渡）

第5条 乙及び会員生協は、応急生活物資の運搬及び引渡については、甲の指示に従うものとする。

2 応急生活物資の運搬は、原則として会員生協が行うものとし、甲は、甲の指定する場所に職員を派遣し、物資を確認の上、引渡を受けるものとする。ただし、会員生協が運搬できない場合は、甲の指定する運送業者が、乙の指定する場所において、物資を確認の上、引渡を受けるものとする。

3 甲は、前項の規定による応急生活物資の受領を市町村に代行させることができる。

（費用負担）

第6条 第4条の規定により会員生協が供給した商品の対価及び会員生協が行った運搬等の費用については甲が負担する。

（広域的な支援体制の整備）

第7条 乙及び会員生協は、秋田県以外を事業区域とする生協との間での連携を強化し、広域的な支援が受けられる体制の整備に努め、甲は乙に対して必要な協力を行うものとする。

（保有数量の報告）

第8条 甲は、必要と認めるときは、乙に対し、物資の保有状況等について、報告を求めることができるものとする。

（協議）

第9条 この協定の実施に関して疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、甲乙が協議して定める。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成19年11月28日

甲 秋田市山王4丁目1番1号
秋田県知事 寺田典城

乙 秋田市土崎港北6丁目1番30号
秋田県生活協同組合連合会
会長 大川 功

別表 災害時応急生活物資

分類		商品名
食料品	飲料	水、ミネラルウォーター、お茶類、牛乳類、ジュース類
	食品	おにぎり、弁当類、ご飯類（レトルト食品）、パン類、カップ麺類、インスタント麺類 果物類（バナナ等） 米 惣菜（レトルト食品）、缶詰（イージーオープン）、調味料（塩、砂糖、みそ、しょうゆ、食用油）、バター、ジャム
日用品雑貨		ティッシュペーパー、トイレトペーパー、キッチンペーパー、濡れティッシュ、生理用品、マスク 紙製食器、紙コップ、はし ラップ、アルミホイル 電池、懐中電灯 軍手、ガムテープ、ゴミ袋 洗濯用洗剤、台所用洗剤、石鹼 ろうそく、マッチ、ライター 洗面用具、バケツ 下着、靴下
季節品	夏	蚊取り線香、殺虫剤、虫除けスプレー
	冬	使い捨てカイロ、灯油

災害時における生活必需物資の供給に関する協定

秋田県（以下「甲」という。）と株式会社ファミリーマート（以下、「乙」という。）は、災害時における生活必需物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、秋田県内に地震、風水害その他の被害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、秋田県地域防災計画に基づき、甲が行う被災地等への生活必需物資の供給に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（生活必需物資の範囲）

第2条 この協定に係る生活必需物資は、次に掲げるもののうち、甲から乙に対する要請時点で、乙が調達及び製造可能な物資とする。

- 一 食料品 おにぎり、弁当、缶詰、インスタント食品、レトルト食品
- 二 飲料品 容器入り飲料水
- 三 衣類等 タオル、肌着（下着）、軍手、紙おむつ（乳幼児用、成人用）、生理用品
- 四 日用品 割り箸、スプーン、懐中電灯、乾電池、マッチ、ライター、石鹼、洗剤
- 五 その他甲乙協議の上、その都度指定する品目

（協力要請）

第3条 甲は、災害時において、必要と認めるときは、乙に対し、生活必需物資の供給について協力を要請することができる。

2 前項の要請は、生活必需物資要請書（様式1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法により行い、その後速やかに文書を送付するものとする。

（生活必需物資の供給）

第4条 乙は、前条第1項の規定により甲から協力の要請を受けたときは、可能な範囲において物資の供給及び運搬に積極的に協力するとともに、その実施状況を生活必需物資供給実施状況報告書（様式2）により甲に報告するものとする。

（生活必需物資の運搬、引渡）

第5条 生活必需物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、引渡場所までの生活必需物資の運搬は、原則として乙が行う。ただし、乙による運搬が困難な場合は、別に甲が指定する者が行うものとする。

- 2 甲は、当該引渡場所に職員を派遣し生活必需物資を確認のうえ引き取るものとする。
- 3 甲は、前項の規定による引き取りを市町村に代行させることができる。

（費用の負担）

第6条 乙が供給した生活必需物資の対価は、甲が負担するものとし、その費用の算出は、災害発生直前における小売価格等を基準として、甲乙が協議して定めるものとする。

2 乙が行った運搬に要した費用は、乙による通常の商品配送業務と異なる引渡場所が発生した場合は、甲が負担するものとし、甲乙が協議して、負担額を調整するものとする。

（被災した都道府県への応援）

第7条 甲が、被災した都道府県に対して生活必需物資の供給応援を行う場合においても、乙は、この協定の精神にのっとり、可能な限り協力するものとする。

（情報交換等）

第8条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び生活必需物資の供給等について情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成20年3月31日までとする。

2 この協定は、前項に規定する期間が満了する日の1ヶ月前までに甲乙いずれからも申し出がない場合は、有効期間が満了する日の翌日から同一の条件で延長されるものとし、その後も同様とする。

（協議）

第10条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、甲乙が協議して定める。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成19年12月7日

甲 秋田県秋田市山王四丁目1番1号
秋田県知事 寺田典城

乙 東京都豊島区東池袋四丁目26番10号
株式会社ファミリーマート
代表取締役社長 上田準二

（様式1）

防災 一
平成 年 月 日

株式会社ファミリーマート
代表取締役社長 様

秋田県知事

生活必需物資要請書

「災害時における生活必需物資の供給に関する協定」第3条第1項の規定に基づき、次のとおり生活必需物資の供給を要請します。

記

供給を要請する生活必需物資の内容等

引渡希望日時	品目	数量	引渡場所	備考

(様式2)

平成 年 月 日

(あて先) 秋田県知事

会社名

代表者名

生活必需物資供給実施状況報告書

「災害時における生活必需物資の供給に関する協定」第4条の規定により、当社の生活必需物資供給の実施状況を次のとおり報告します。

記

1 要請書 平成 年 月 日付け防災一

2 生活必需物資供給の実施状況

引渡日時	品目	数量	引渡場所	備考

災害時における生活必需物資の供給に関する協定

秋田県（以下「甲」という。）とイオングループのイオンリテール株式会社東北カンパニー（以下「乙」という。）、イオンスーパーセンター株式会社（以下「丙」という。）、マックスバリュ東北株式会社（以下「丁」という。）、株式会社サンデー（以下「戊」という。）、株式会社マイカル（以下「己」という。）とは、災害時における生活必需物資（以下「物資」という。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認められたときは、乙に対し、物資の供給を要請することができる。乙は、甲の要請に基づき、丙、丁、戊、己と協力し、可能な範囲内で対応するものとする。

- (1) 秋田県内に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合。
- (2) 秋田県以外の災害について、甲が物資のあっせんを必要と判断した場合。

（供給物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が丙、丁、戊、己と協力し、調達・製造が可能な物資とする。

- (1) 食料品
- (2) 飲料水
- (3) 生活必需品等
- (4) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 第1条の要請は、「緊急物資供給要請書」（別紙様式1号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、丙、丁、戊、己と協力し、その要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を「調達可能数量・措置の状況報告書」（別紙様式2号）により甲に提出するものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第5条 物資の引渡し場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が丙、丁、戊、己と調整の上、行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定する者が行うものとする。

- 2 甲は、前項の引渡し場所に職員を派遣し物資を確認の上、引き取るものとする。
- 3 甲は、前項による引き取りを市町村に代行させることができる。
- 4 甲は、第1項の引渡し場所への物資運搬について、乙の指定業者が行うことを予め承諾するものとする。

（実績報告）

第6条 乙は、この協定に基づき物資を供給した場合は、甲に対し、「物資供給の実績報告書」（別紙様式3号。以下「実績報告書」という。）により報告するものとする。

（費用）

第7条 乙がこの協定第2条に基づき供給した物資の対価は、乙が提出する実績報告書に基づき、甲が負担するものとする。

- 2 甲が前項の規定により負担する額は、災害発生直前の乙の店頭価格を基準として、甲乙が協議して決定するものとする。
- 3 乙が行った運搬に係る費用は、原則として乙が負担するものとする。ただし、乙の通常の商品搬送業務と異なる引渡し場所が発生した場合は、甲が負担するものとし、甲乙が協議して負担額を調整するものとする。

（費用の支払い）

第8条 甲は、甲が引き取った物資及び乙が行った運搬等の費用について、乙からの請求後、速やかに支払うものとする。

（緊急連絡先の報告等）

第9条 甲と乙は、この協定の成立にかかる担当者及び連絡先を協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（避難場所の提供）

第10条 乙は、丙、丁、戊、己と協力し、災害時において乙、丙、丁、戊、己が所有し又は管理する駐車場を、付近住民等の一時避難場所として提供するものとする。

（車両の通行）

第11条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（効力）

第13条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、甲乙いずれからも解除の意思表示がないときは、更新されたものとする。

（解除）

第14条 この協定を解除する場合は、甲乙いずれかが解除予定の日1ヶ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定を証するため、本書6通を作成し、甲乙丙丁戊己記名押印の上、それぞれが1通を保有するものとする。

平成22年2月16日

甲 秋田県秋田市山王四丁目1番1号
秋田県知事 佐竹敬久

乙 宮城県仙台市青葉区中央三丁目3番3号
イオンリテール株式会社
取締役
東北カンパニー支社長 大山英佳

丙 岩手県盛岡市菜園一丁目11番5号
イオンスーパーセンター株式会社
代表取締役社長 奥野善徳

丁 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番地25号
マックスバリュ東北株式会社
代表取締役社長 勝浦二郎

戊 青森県八戸市根城六丁目22番10号
株式会社サンデー
代表取締役社長 和田正徳

己 大阪府大阪市中央区久太郎町3-1-30
株式会社マイカル
代表取締役社長 松井博史

様式1号

緊急物資供給要請書

(文書番号：防災一)

平成 年 月 日

イオンリテール株式会社東北カンパニー 様

秋田県知事

「災害時における生活必需物資の供給に関する協定」第1条の規定により、次のとおり要請します。なお、同協定第4条により、本申請に対する貴社の措置状況等を報告願います。

【要請する物資】

要請期間	要請品目	要請数量	搬入希望場所
月 日～ 月 日まで			

※要請数量は、1日あたりの数量とする。

発信者・報告先

秋田県 部 課

担当 班 ()

TEL 018-860- FAX 018-860 -

E-mail @pref.akita.lg.jp

様式2号

調達可能数量・措置の状況報告書

平成 年 月 日

（あて先）秋田県知事

イオンリテール株式会社東北カンパニー

「災害時における生活必需物資の供給に関する協定」第4条の規定に基づき、当社の物資調達可能数量等の状況を次のとおり報告します。

1 調達可能数量

発災直後（調理不要の食品）		発災後3日以降（主食+副食品）	
品名	調達可能数量	品名	調達可能数量
おにぎり 弁当 パン 飲料水（お茶等） その他		おにぎり 弁当 パン 缶詰 カップラーメン カップ味噌汁 飲料水（お茶等） その他	
下着類（ ） タオル（ ） 懐中電灯（ ） 乾電池（ ） 軍手（ ） ちり紙（ ） ろうそく（ ） ウェットティッシュ（ ） カセットボンベ（ ） ※その他 （ ）（ ）（ ）（ ） （ ）（ ）（ ）（ ） （ ）（ ）（ ）（ ） （ ）（ ）（ ）（ ）			

2 物資の搬入場所・方法（いずれかに○をつける）

- (1) 搬入場所 ①県が指定する場所で引渡し ②当社が指定する場所で引渡し
③その他で引渡し（ ）

- (2) 搬入方法 ①陸路 ②空路 ③海路

発信者・連絡先

担当部署

担当者

TEL

FAX

E-mail

様式3号

物資供給の実績報告書

平成 年 月 日

（あて先）秋田県知事

イオンリテール株式会社東北カンパニー

「災害時における生活必需物資の供給に関する協定」第1条の規定により要請のありました物資の供給について、次のとおり実施しましたので、同協定第6条の規定により報告します。

1 要請書番号 平成 年 月 日付け防災-

2 物資供給実績

引渡日時	引渡場所	引渡品目	数量	備考

※添付書類：①別途、引渡場所別の日時、品目、数量等を記載した一覧表がある場合には、「別紙のとおり」としての添付も可とする。

②出荷伝票等の写し

発信者・連絡先

担当部署

担当者

TEL

FAX

E-mail

災害時における飲料供給に関する協定

秋田県（以下「甲」という。）とサントリーフーズ株式会社（以下「乙」という。）は、秋田県内において、地震、風水害等により甚大な被害を及ぼす災害が発生した場合（以下「災害時」という。）の飲料供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（要 請）

第1条 甲は、災害時において、飲料を調達する必要があると認められたときは、乙に対し、その調達・製造が可能な範囲内で飲料の供給を要請することができる。

（飲料供給の範囲及び数量）

第2条 甲が乙に供給を要請する飲料は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達・製造が可能な数量とする。

- (1) ミネラルウォーター
- (2) その他飲料

2 乙は、甲からの要請に基づき、毎年4月1日現在において災害時において供給可能な飲料の見込み数量を報告するものとする。ただし、実際の供給数量は前項に定めたとおり要請時点での供給可能数量を基準とする。

（災害時における飲料供給及び要請方法）

第3条 乙は、災害時に甲から飲料供給の要請があった場合、その要請に応えるよう万全を期するものとする。

2 甲は、前項の乙への要請を別紙1「緊急物資（飲料水）要請書」により行うことができる。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法をもって要請し、その後速やかに緊急物資（飲料水）要請書を提出するものとする。

なお、後日速やかに供給内容精査のため別途乙の指定様式に必要事項を記入のうえ、甲から乙へ提出するものとする。

3 前項の連絡を受けた場合、乙はできうる限り早く供給可能な飲料の数量、運送可能な場所・日時等を別紙2「供給可能数量報告書」により甲に連絡する。

（物資の運搬、引渡し）

第4条 物資の引渡し場所は、甲が状況に応じ、指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、当該引渡し場所に職員を派遣し物資を確認のうえ引き取るものとする。

3 甲は、前項による引き取りを市町村に代行させることができる。

（費 用）

第5条 この協定に基づき、乙が甲に供給した飲料の対価及び供給費用等については、甲が負担するものとする。

2 前項の規定による対価・費用等は、乙が飲料の供給終了後、乙の提出する請求書に基づき、災害直前における適正な対価・費用等を基準として甲乙協議のうえ決定するものとする。

（連絡窓口）

第6条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては「秋田県知事公室総合防災課（注）」、乙においては、「サントリーフーズ株式会社東北支社 企画部」とする。なお、その連絡窓口及び責任者は別紙3「災害時緊急連絡体制表」に定め双方ともに備え付けるものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、この協定締結の日より1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲乙いずれよりも異議の申し出がない限り、この契約は更に1年間期間を延長するものとし、以後もこの例に従う。

（協 議）

第8条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

以上、この協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成18年11月29日

甲 秋田県秋田市山王四丁目1番1号
秋田県知事 寺 田 典 城

乙 東京都港区台場二丁目3番3号
サントリーフーズ株式会社
代表取締役社長 磯 川 進

（注）「秋田県知事公室総合防災課」を「秋田県総務部総合防災課」に読み替える。

別紙1

緊急物資（飲料水）要請書

平成 年 月 日

サントリーフーズ株式会社

代表取締役社長 磯川 進 様

秋田県知事 佐竹 敬久

「災害時における飲料供給に関する協定」第1条及び第3条第2項に基づき、次のとおり要請します。

なお、同協定書第3条第3項により、本要請に対する貴社の措置状況を報告願います。

1・要請日時	平成 年 月 日 時 分
2・飲料水の種類・数量	
3・納入日時（納入希望日）	平成 年 月 日 時 分
4・納入場所	
5・災害対策本部等設置日時	平成 年 月 日 時 分
<連絡事項>	

秋田県総務部総合防災課

要請者 秋田県総務部総合防災課長

電 話

F A X

e-mail

別紙2

供給可能数量報告書

平成 年 月 日

(あて先) 秋田県知事

サントリーフーズ株式会社
担当部署

「災害時における飲料供給に関する協定」第3条第3項に基づき、当社の供給可能数量を次のとおり報告します。

1・要請書受領日時	平成 年 月 日 時 分
2・供給可能飲料水の種類・数量	
3・納入日時	平成 年 月 日 時 分
4・納入場所	
5・納入方法	
<連絡事項>	

サントリーフーズ（株）東北支社企画部
報告者
電 話
F A X
e-mail

災害時における飲料供給に関する協定

秋田県（以下、「甲」という。）とみちのくコカ・コーラボトリング株式会社（以下、「乙」という。）は、秋田県内において、地震、風水害、その他による被害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下、「災害時」という。）の飲料供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、災害時において、飲料を調達する必要があると認めた場合は、飲料の供給を乙に要請することができる。
2 前項の規定による要請は、飲料供給要請書（様式1）により行う。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法により行い、その後速やかに文書を送付するものとする。

（供給可能数量の報告）

第2条 乙は、前条の規定による要請があったときは、乙の最寄りの倉庫、営業所及び関連工場などの飲料の在庫を確認のうえ、可能な限り甲に協力するものとし、要請後速やかに供給可能数量報告書（様式2）を甲に提出するものとする。

（飲料の運搬、引渡）

第3条 飲料の引渡場所は、甲が指定するものとし、引渡場所までの飲料の運搬は、原則として乙が行う。ただし、乙による運搬が困難な場合は、別に甲の指定する者が行うものとする。
2 甲は、当該引渡場所に職員を派遣し飲料を確認のうえ引き取るものとする。
3 甲は、前項の規定による引き取りを市町村に代行させることができる。
4 引渡の終了後、甲は、飲料受領書（様式3）を乙に提出するものとする。

（費用の負担）

第4条 乙がこの協定に基づき提供した飲料の対価及びその運搬に要した費用は、甲が負担する。

（飲料の確保）

第5条 甲及び乙は、この協定に基づく飲料の供給が円滑に行われるよう、必要と認めた場合は飲料の供給可能数量等について協議するものとする。

（連絡窓口）

第6条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては、秋田県知事公室総合防災課(注)、乙においては、みちのくコカ・コーラボトリング株式会社秋田県販売部とする。

（被災した都道府県への応援）

第7条 甲が、被災した都道府県に対して飲料の供給応援を行う場合においても、乙は、この協定の精神にのっとり、可能な限り協力するものとする。

（協定の有効期間）

第8条 この協定の有効期間は平成19年8月8日から平成20年3月31日までとする。
2 この協定は、前項に規定する期間が満了する日の1ヶ月前までに甲乙いずれからも申し出がない場合は、有効期間が満了する日の翌日から同一の条件で延長されるものとし、その後も同様とする。

（協議）

第9条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、甲乙が協議して定める。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成19年8月8日

甲 秋田県秋田市山王四丁目1番1号
秋田県知事 寺田 典城
乙 岩手県紫波郡矢巾町広宮沢第1地割279番地
みちのくコカ・コーラボトリング株式会社
代表取締役社長 谷村 邦久

（注）「秋田県知事公室総合防災課」を「秋田県総務部総合防災課」に読み替える。

（様式1）

防災 一
平成 年 月 日

みちのくコカ・コーラボトリング株式会社
代表取締役社長 谷村邦久様

秋田県知事 印

飲料供給要請書

「災害時における飲料の確保に関する協定」第1条第1項の規定に基づき、次のとおり飲料の供給を要請します。

記

- 1 納入希望日時
- 2 納入場所
- 3 飲料の種類及び数量

品名	規格	数量	備考

（様式2）

平成 年 月 日

（あて先）秋田県知事

みちのくコカ・コーラボトリング株式会社
担当部署

供給可能数量報告書

「災害時における飲料の確保に関する協定」第2条の規定に基づき、当社の供給可能数量を次のとおり報告します。

記

- 1 要請書 平成 年 月 日付け防災一
- 2 納入日時
- 3 納入場所
- 4 飲料の種類及び数量

品名	規格	数量	備考

（様式3）

平成 年 月 日

みちのくコカ・コーラボトリング株式会社
様

飲料受領確認者

職氏名

印

飲 料 受 領 書

貴社より次のとおり飲料を受領しました。

記

1 受領場所 _____

2 飲料の種類及び数量

品 名	規 格	数 量	備 考

※受領確認者の押印は省略できる。

災害時における物資の供給に関する協定

秋田県（以下「甲」という。）と株式会社セブン-イレブン・ジャパン（以下「乙」という。）は、災害時における救助に必要な物資（以下「物資」という。）の調達及び供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、物資の供給を要請することができる。

- （1）秋田県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき
- （2）秋田県以外の災害について、甲が物資のあっせんを必要と判断したとき

（供給物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるものとする。

- （1）食料品（おにぎり、弁当、カップ麺等）
- （2）飲料（水、お茶、コーヒー等）
- （3）日用品（タオル、乾電池、マスク等）
- （4）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 第1条の要請は、「物資の供給に関する要請書」（別紙1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第4条 乙は、甲から第1条の要請を受けたときは、調達・製造・運搬が可能な範囲内で、速やかに供給を行うものとする。

2 乙は、前項の規定により物資の供給を実施した場合は、甲に対し、「物資の供給報告書」（別紙2）により、その状況を報告するものとする。

（供給可能物資の情報提供）

第5条 乙は、秋田県内で大規模な災害等が発生し、甲による第1条の要請がない場合であっても、乙が供給可能な物資について、甲に情報提供することができる。

2 前項の情報提供は、「供給可能な物資に関する情報提供書」（別紙3）をもって行うものとし、甲がこれを受けて行う要請等は、前条までに定めるところによる。

（物資の運搬、引渡し）

第6条 物資の引渡し場所は、甲が状況に応じ、指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙又は乙の指定する者が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行うことができる。

2 甲は、当該場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ引き取るものとする。

3 甲は、前項による引き取りを市町村に代行させることができる。

（費用）

第7条 乙が供給した物資の対価は、甲が負担するものとし、その費用の算出は、要請時の乙の店舗での販売推奨価格を基準として、甲乙が協議して定めるものとする。

2 乙が行なった運搬に要した費用は、甲の負担とする。

（費用の支払い）

第8条 甲が引き取った物資及び乙が行った運搬等の費用は、乙からの請求後、速やかに甲から乙に支払うものとする。

（連絡責任者の報告）

第9条 甲及び乙は、この協定の成立にかかる担当者及び連絡先を、協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（車両の通行）

第10条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

（その他）

第11条 乙は、自己の加盟店又は関係者（配送業者等）に最大限の努力をもってこの協定を履行するよう求めるが、フランチャイズ契約等の制限から、甲は、乙がこの協定を履行することが困難な事情があることを承諾する。

第12条 甲及び乙は、甲が行う防災訓練に乙が参加するなど、平時から情報交換等を行い、緊急時に備えるものとする。

（協議）

第13条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（効力）

第14条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、双方いずれからも解約の意思表示がないときは、更新されたものとし、以降も同様とする。

（解約）

第15条 この協定を解約する場合は、甲乙いずれか一方が解約日1ヶ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年7月5日

甲 秋田県秋田市山王四丁目1番1号
秋田県知事 佐竹敬久

乙 東京都千代田区二番町8番地8
株式会社セブン-イレブン・ジャパン
代表取締役社長 井阪隆一

（別紙1）

記 号 一 番 号
平成 年 月 日

●●●●●●
●●●●●● ● ● ● ● 様

秋田県知事 ○ ○ ○ ○

物資の供給に関する要請書

「災害時における物資の供給に関する協定書」の第1条の規定に基づき、次のとおり要請します。

1 災害の状況および要請事由

2 要請する物資等

引 渡 日 時	引 渡 場 所	要 請 品 名	数 量
月 日 時頃			

3 その他

（別紙2）

物資の供給報告書

平成 年 月 日

秋田県知事 ○ ○ ○ ○

●●●●●●●●
●●●●●●●● ● ● ● ●

要請のあった物資を次のとおり供給しましたので報告します。

1 報告事項

(1) 引渡場所

(2) 引渡品名及び数量

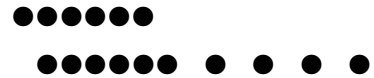
(3) 立会い確認者名

2 その他

（別紙3）

平成 年 月 日

秋田県知事 ○ ○ ○ ○



供給可能な物資に関する情報提供書

「災害時における物資の供給に関する協定書」の第5条の規定に基づき、次のとおり情報提供します。

1 供給可能な物資等

供給可能な物資	数 量	引き渡し可能な日時等の目安	
		日 時	場 所
		月 日 時頃	

2 その他

秋田県とダイードリンク株式会社との連携と協力に関する協定細目

（趣旨）

第1条 この細目は、「秋田県とダイードリンク株式会社との連携と協力に関する協定書」（平成24年11月7日締結。以下「協定書」という。）第2条第1項第1号及び第2号に規定する連携事項の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（災害救援自販機）

第2条 協定書第2条第1項第1号に規定する災害救援機能付自動販売機（以下「災害救援自販機」という。）とは、蓄電池を備えることにより停電時でも稼働し、かつ、災害時には、災害救援自販機の設置施設を管理する者（管理を委託した者を含む。以下「施設管理者」という。）が、機内の飲料を当該施設への避難者等に無償で提供することができるものをいう。

（災害救援自販機の設置）

第3条 乙は、災害救援自販機を次に掲げる施設に積極的に設置するよう努めるものとする。

- （1）避難所
- （2）不特定多数の者が利用する公共施設
- （3）その他防災上重要な施設

（災害救援自販機の解錠等）

第4条 災害時における災害救援自販機の解錠方法その他必要な事項は、乙と施設管理者が別途協議して定めるものとする。

（飲料の供給要請）

第5条 甲は、次に掲げる場合において、大量の飲料を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、協定書第2条第1項第2号に基づく飲料の供給を要請することができる。

- （1）秋田県内において災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき
 - （2）秋田県以外において災害が発生し、甲が当該災害の発生地に飲料を提供するとき
- 2 前項の要請は、「飲料の供給に関する要請書」（別紙1）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（供給する飲料の範囲等）

第6条 甲が乙に供給を要請する飲料は、乙が販売する全ての飲料とするが、その主なものは次に掲げるものとする。

- （1）飲料水
- （2）お茶系飲料

（要請に基づく乙の措置）

第7条 乙は、甲から第5条第1項の要請を受けたときは、乙が調達可能な範囲内で速やかに供給するものとする。

2 乙は、前項により飲料を供給した場合は、甲に対し、「飲料の供給報告書」（別紙2）により、その状況を報告するものとする。

（供給可能物資の情報提供）

第8条 乙は、秋田県内で大規模な災害等が発生し、甲から第5条第1項の要請がない場合であっても、乙が供給可能な飲料について、甲に情報提供することができる。

2 前項の情報提供は、「供給可能な飲料に関する情報提供書」（別紙3）により行うものとし、これを受けて行う甲の要請及び乙の措置は、前条までに定めるところによる。

（飲料の引き渡し等）

第9条 飲料の引き渡し場所は、甲が指定するものとし、引き渡し場所までの運搬は、原則として乙又は乙の指定する者が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行うことができる。

2 甲は、飲料の引き渡し場所に職員を派遣し、飲料を確認のうえ引き取るものとする。

3 甲は、前項による引き取りを市町村に代行させることができる。

（費用）

第10条 乙が供給した飲料の対価は、甲が負担するものとし、その費用は、要請時の乙の小売価格を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

2 乙が行った運搬に要した費用は、原則として乙が負担するものとする。ただし、乙の通常の商品配送業務から著しく逸脱すると認められる場合は、甲が負担するものとする。

（協議）

第11条 この細目に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

附則

この細則は、平成24年11月7日から施行する。

(別紙1)

記 号 一 番 号
平成 年 月 日

ダイドードリンコ株式会社

代表取締役社長 ○ ○ ○ ○ 様

秋田県知事 ○ ○ ○ ○

飲料の供給に関する要請書

「秋田県とダイドードリンコ株式会社との連携と協力に関する協定細目（災害時の飲料供給関係）」第5条第1項の規定に基づき、次のとおり要請します。

1 災害の状況および要請事由

2 要請する飲料

引 渡 日 時	引 渡 場 所	要 請 品 名	数 量
月 日 時頃			

3 その他

（別紙2）

飲料の供給報告書

平成 年 月 日

秋田県知事 ○ ○ ○ ○

ダイドードリンコ株式会社
代表取締役社長 ○ ○ ○ ○

要請のあった飲料を次のとおり供給しましたので報告します。

1 報告事項

(1) 引渡場所

(2) 引渡品名及び数量

(3) 立会い確認者名

2 その他

（別紙3）

平成 年 月 日

秋田県知事 ○ ○ ○ ○

ダイドードリンコ株式会社

代表取締役社長 ○ ○ ○ ○

供給可能な飲料に関する情報提供書

「秋田県とダイドードリンコ株式会社との連携と協力に関する協定細目（災害時の飲料供給関係）」第8条第1項の規定に基づき、次のとおり情報提供します。

1 供給可能な飲料等

供給可能な飲料	数 量	引き渡し可能な日時等の目安	
		日 時	場 所
		月 日 時頃	

2 その他

災害時における物資の供給に関する協定

秋田県（以下「甲」という。）と株式会社伊徳（以下「乙」という。）及び株式会社タカヤナギ（以下「丙」という。）は、災害時に必要な物資（以下「物資」という。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙及び丙に対し、物資の供給を要請することができる。

- （1）秋田県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき
- （2）秋田県以外の災害について、甲が物資のあっせんを必要と判断したとき

（供給物資の範囲）

第2条 甲が乙及び丙に供給を要請する物資は、次に掲げるものとする。

- （1）食料品（おにぎり、弁当、カップ麺等）
- （2）飲料（水、お茶、コーヒー等）
- （3）日用品（タオル、乾電池、マスク等）
- （4）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 第1条の要請は、「物資の供給に関する要請書」（別紙1）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（要請に基づく乙及び丙の措置）

第4条 乙及び丙は、甲から第1条の要請を受けたときは、調達・製造・運搬が可能な範囲内で、速やかに供給を行うものとする。

2 乙及び丙は、前項の規定により物資の供給を実施したときは、甲に対し、「物資の供給報告書」（別紙2）により、その状況を報告するものとする。

（供給可能物資の情報提供）

第5条 乙及び丙は、秋田県内で大規模な災害等の発生を覚知したときは、甲による第1条の要請がない場合であっても、乙及び丙が供給可能な物資の情報を、甲に提供することができる。

2 前項の情報提供は、「供給可能な物資に関する情報提供書」（別紙3）により行うものとし、甲がこれを受けて行う要請等は、前条までに定めるところによる。

（物資の運搬、引渡し）

第6条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙若しくは丙又は乙若しくは丙の指定する者が行うものとする。ただし、それが困難なときは、甲又は甲の指定する者が行うことができる。

2 甲は、原則として前項の引き渡し場所に甲の職員を派遣し、物資を確認のうえ引き取るものとするが、必要に応じて当該確認及び引き取りを市町村の職員その他の者に代行させることができる。

（費用）

第7条 乙及び丙が供給した物資の対価は、甲が負担するものとし、その費用の算出は、要請時の乙及び丙のそれぞれの店舗での販売価格を基準として、甲乙及び甲丙が協議して定めるものとする。

2 乙及び丙が行なった物資の運搬に要した費用は、甲の負担とする。

（費用の支払い）

第8条 甲が引き取った物資並びに乙及び丙が行った物資の運搬等の費用は、乙及び丙からの請求後、速やかに甲から乙及び丙に支払うものとする。

（連絡責任者等）

第9条 甲、乙及び丙は、この協定締結後速やかに災害発生時の連絡責任者及び連絡先をそれぞれ報告するものとし、変更があった場合も同様とする。

（車両の通行）

第10条 甲は、乙及び丙が物資を運搬する際には、そのために使用する車両が緊急通行車両として円滑な輸送ができるように支援するものとする。

（その他）

第11条 甲が行う防災訓練に乙及び丙が参加するなど、甲乙丙は平時から連携し、緊急時に備えるものとする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙丙が協議して定めるものとする。

（効力）

第13条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、甲乙丙のいずれからも解約の意思表示がないときは、更新されたものとし、以降も同様とする。

（解約）

第14条 この協定を解約する場合は、甲乙丙のいずれかが解約日1ヶ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成26年8月18日

甲 秋田県秋田市山王四丁目1番1号
秋田県知事 佐竹敬久

乙 秋田県大館市清水四丁目4番15号
株式会社伊徳
代表取締役社長 塚本 徹

丙 秋田県大仙市川目字東33番地
株式会社タカヤナギ
代表取締役社長 高柳 智史

（別紙1）

記 号 一 番 号
平成 年 月 日

●●●●●●
●●●●●● ● ● ● ● 様

秋田県知事 ○ ○ ○ ○

物資の供給に関する要請書

「災害時における物資の供給に関する協定書」の第1条の規定に基づき、次のとおり要請します。

1 災害の状況および要請事由

2 要請する物資等

引 渡 日 時	引 渡 場 所	要 請 品 名	数 量
月 日 時頃			

3 その他

（別紙2）

物資の供給報告書

平成 年 月 日

秋田県知事 ○ ○ ○ ○

●●●●●●●●
●●●●●●●● ● ● ● ●

要請のあった物資を次のとおり供給しましたので報告します。

1 報告事項

(1) 引渡場所

(2) 引渡品名及び数量

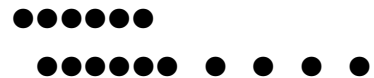
(3) 立会い確認者名

2 その他

（別紙3）

平成 年 月 日

秋田県知事 ○ ○ ○ ○



供給可能な物資に関する情報提供書

「災害時における物資の供給に関する協定書」の第5条の規定に基づき、次のとおり情報提供します。

1 供給可能な物資等

供給可能な物資	数 量	引き渡し可能な日時等の目安	
		日 時	場 所
		月 日 時頃	

2 その他

災害時における物資の供給に関する協定

秋田県（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。
2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。
2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。
2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。
2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（情報交換）

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上 決定するものとする。

（有効期間）

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年12月20日

甲 秋田県秋田市山王四丁目1番1号
秋田県知事 佐竹 敬久

乙 新潟県新潟市南区清水4501番地1
NPO法人 コメリ災害対策センター
理事長 捧 雄一郎

別表 災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ホースリール
日用品等	毛布、タオル、割箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、ウェットティッシュ、マスク、衛生用ポリ手袋（使い捨て）バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ
水関係	飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

災害時における石油類燃料の供給に関する協定

秋田県（以下「甲」という。）と秋田県石油商業協同組合・秋田県石油商業組合（以下「乙」という。）は、災害時における石油類燃料の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、秋田県内において地震、風水害、大火災、その他の原因による災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、緊急支援車両及び避難所の暖房用などに必要な石油類燃料の調達及び安定供給を行うための必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 災害時において、甲が石油類燃料を必要とするときは、甲は、乙に対して、石油類燃料の供給について協力を要請することができる。

（協力義務）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、石油類燃料の優先供給及び運搬について積極的に協力を努めるものとする。

（費 用）

第4条 前条の規定により乙が供給した石油類燃料の対価及び乙が行った運搬の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する対価及び費用は、災害時直前における適正価格を基準として、甲乙が協議して定めるものとする。

（引き渡し）

第5条 石油類燃料の引渡場所は、甲が指定するものとし、甲は、当該引渡場所に職員を派遣し、納品を確認の上、引き取るものとする。

（価格高騰の防止）

第6条 乙は、災害時において石油類燃料の価格高騰の防止に努めるものとする。

（防災意識の向上）

第7条 乙は、日常的に石油類燃料の備蓄、緊急時対応設備の点検整備等、組合員の防災意識の向上等に努め、甲は乙に対して必要な協力をを行うものとする。

（その他必要な支援）

第8条 この協定に定める事項のほか、被災者等の救援に関して必要な事項は、甲乙が協議して定めるものとする。

（適 用）

第9条 この協定の効力は、協定の締結後1年間とし、甲乙双方又はいずれか一方から特段の意思表示がない場合は更新されたものとする。

（協 議）

第10条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成21年3月27日

甲 秋田県秋田市山王四丁目1番1号
秋田県知事 寺 田 典 城

乙 秋田県秋田市山王3丁目7番21号
秋田県石油商業協同組合・秋田県石油商業組合
理 事 長 國 安 教 善

災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書

秋田県（以下、甲という）と石油連盟（以下、乙という）は、地震・風水害等の大規模災害時において、甲の地域に存在する重要施設に対する燃料供給について、乙の会員会社である石油元売会社（以下、会員会社という）から直接供給を行う必要が生じた場合、通常の流通経路によらない臨時的、緊急的な燃料供給（以下、非定形的な燃料供給という）を円滑に実施する為に、対象となる重要施設に関する所要の情報を、甲・乙において共有し有効に運用すべく、本覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、地震・風水害等の大規模災害が発生したことにより重要施設に対する燃料供給が困難な事態となり、石油の備蓄の確保等に関する法律（以下、石油備蓄法）第33条第1項の規定に基づく経済産業大臣からの災害時石油供給連携計画の実施の勧告がなされ、非定形的な燃料供給に政府が関与する場合において、その枠組みにおける甲の要請に基づく重要施設への円滑な燃料供給に資することを目的とする。

（大規模災害）

第2条 本覚書の対象とする「大規模災害」とは、石油備蓄法第33条第1項の規定に基づき、経済産業大臣が災害時石油供給連携計画を実施する勧告を行った災害をいう。

（重要施設）

第3条 本覚書の対象とする「重要施設」とは、災害拠点病院、警察、消防署等、社会的に重要性が高い公共施設のうち、甲が別途指定して乙に提示した施設をいう。

（重要施設の設備等情報）

第4条 甲は、その指定した重要施設について、燃料供給に必要なものとして乙が定めた情報（以下、設備等情報という）を調査・収集して乙に提供する。甲は、乙に提供する設備等情報の正確性の確保に努めるものとする。

（設備等情報の追加・変更）

第5条 甲は、設備等情報について追加、変更があった場合は、速やかに、前項に基づいてこれを乙に提供する。

（設備等情報の更新）

第6条 甲は、設備等情報の最新性を確保する為に、毎年度1回以上、乙に提供した設備等情報の内容を実態と突き合わせて更新を行い、更新後の設備等情報を乙に提供する。

（設備等情報の展開・共有）

第7条 乙は、甲から提供された設備等情報を、乙の会員会社に対して提供してこれを共有し、乙及び乙の会員会社が本覚書の趣旨に沿った大規模災害時の対応計画の策定並びに災害時の円滑な対応の為に利用するものとし、甲はこれに同意する。

2 甲は、乙が資源エネルギー庁から、政府の大規模災害時対応計画の策定並びに災害時の円滑な対応の為に利用するものとして、本覚書第4条の設備等情報の提供を求められた場合に、これを資源エネルギー庁に提供することについて同意する。

（設備等情報の管理）

第8条 乙及び乙の会員会社は、甲から提供された設備等情報の適正管理に努める。

（設備等情報の利用）

第9条 本覚書に基づいて提供された設備等情報は、石油備蓄法第33条第1項の規定に基づく経済産業大臣からの災害時石油供給連携計画の実施の勧告がなされ、政府が関与して非定形的な燃料供給が実施されることとなった場合、並びにそのような事態に備えるための行動計画等の立案とその実施準備及び訓練に利用するものとし、乙及び乙の会員会社は、第1条で定める本覚書の目的以外の用途のため、設備等情報を利用又は流用しないものとする。

（有効期間）

第10条 本覚書は、締結時から発効し、大規模災害時の非定形的な燃料供給について、石油備蓄法に基づく政府関与の制度が廃止されたときは、原則として終了する。但し、これに代わる制度的枠組みが成立する場合には、同様の覚書を締結することを考慮する。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年 3月14日

甲 秋田県秋田市山王四丁目1番1号
秋田県総務部危機管理監 松浦 春男

乙 東京都千代田区大手町一丁目3番2号
石油連盟
専務理事 松井 英生

災害時における秋田県と日本郵便株式会社東北支社との協力に関する協定

秋田県（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社東北支社（以下「乙」という。）は、秋田県内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために、次のとおり協定を締結する。

（定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、秋田県内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- （1） 甲及び乙が収集した災害情報の相互提供
- （2） 乙のネットワークを活用した被災者支援に関する情報の広報
- （3） 甲が行う応急対策の実施に必要な物資等の乙による輸送
- （4） 乙が行う救援物資を内容とする郵便物の区分及び保管並びに乙の通信手段の確保に必要な甲の施設、資材等の提供
- （5） 甲が主催する被災後の復興計画等に関する会議への乙の出席
- （6） 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に特段の定めがあるものを除き、要請した者が負担するものとし、その金額は、甲乙協議のうえ、適正な方法により算出するものとする。

（平時からの連携）

第5条 甲及び乙は、必要に応じて次の取組を行い、平時から連携を図るものとする。

- （1） 甲及び乙が主催する防災訓練、防災に関する各種会議等への相互参加
- （2） 甲乙相互の防災に関する計画や協力事項に関する情報交換

（市町村との協定）

第6条 甲及び乙は協力して、市町村と秋田県内郵便局との災害時における協力協定の締結を推進するものとする。

（連絡窓口）

第7条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては総務部総合防災課、乙においては秋田中央郵便局総務部とする。

2 甲及び乙は、緊急時の連絡先等必要な事項を互いに確認し、変更があった場合はその内容を速やかに相手方に通知するものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、締結日から平成27年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がない場合は、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、この協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年3月24日

- 甲 秋田県秋田市山王四丁目 1 番 1 号
秋田県知事 佐竹 敬久

- 乙 宮城県仙台市青葉区一番町一丁目 1 番 3 4 号
日本郵便株式会社
東北支社長 石塚 信吉

県の備蓄倉庫及び備蓄状況

備蓄倉庫一覧

（平成29年1月現在）

名 称	所 在 地	面 積	設置年月日	備 考
鹿角地域振興局防災備蓄倉庫	鹿角市花輪字六月田1 鹿角地域振興局職員会館内	38.9 m ²	H24.6.30	
県北地区防災備蓄倉庫	北秋田市脇神字ハケノ下 34-5 大館能代空港敷地内	840.0 m ²	H10.10.30	大館能代空港敷地を使用
山本地域振興局防災備蓄倉庫	能代市御指南町1-10 山本地域振興局職員会館内	59.28 m ²	H26.8.31	
中央地区防災備蓄倉庫	秋田市雄和椿川字山籠地内 消防防災航空隊敷地内	480.0 m ²	H14.3.25	秋田空港敷地を使用
消防学校防災備蓄倉庫	由利本荘市岩城内道川字 築館1-1 消防学校敷地内	495.0 m ²	H2.8.10	
仙北地域振興局防災備蓄倉庫	大仙市大曲上栄町13-62 仙北地域振興局倉庫内	57.6 m ²	H24.6.30	
県南地区防災備蓄倉庫	横手市赤坂字館ノ下48-9他 横手市赤坂総合公園内	801.24 m ²	H10.10.15	土地は横手市より借用
雄勝地域振興局防災備蓄倉庫	湯沢市千石町2-1-10 雄勝地域振興局職員会館内	35.0 m ²	H24.6.30	

共同備蓄指定品目

（平成29年1月現在）

品名	単位	県北地区	中央地区	県南地区	消防学校	鹿角	山本	仙北	雄勝	合計
アルファ化米 ※1	食	16,250	17,500	16,000	6,500	800	1,550	1,700	1,050	61,350
パン缶詰 ※2	食	14,040	17,472	16,296	7,200	792	1,488	1,680	1,032	60,000
アルファ化米(粥) ※3	食	5,000	7,000	6,600	2,750	300	600	650	500	23,400
飲料水 ※4	L	35,664	42,000	39,060	17,400	1,908	3,636	4,056	2,484	146,208
粉ミルク ※5	箱 (g)	80 (10,550)	96 (12,680)	80 (10,550)	30 (3,940)	4 (530)	15 (2,000)	9 (1,190)	6 (800)	320 (42,240)
ほ乳瓶	本	25	40	24	10	2	3	4	2	110
毛布	枚	7,630	8,080	10,910	3,180	430	810	900	560	32,500
石油ストーブ ※6	台	70 (70)	80 (80)	101 (101)	100 (50)	5 (5)	9 (9)	9 (9)	6 (6)	380 (330)
非常用トイレ(便袋)	回	59,000	72,000	84,000		3,000	5,700	6,300	3,900	233,900
トイレットペーパー	巻	1,980	3,360	1,764	6,000	108	216	324	216	13,968
紙おむつ(大人用)	枚	930		840	6,056	90	180	180	180	8,456
紙おむつ(子供用)	枚	4,560		4,480	20,234	80	160	160	160	29,834
生理用品	枚	2,112		1,280	9,150	176	352	384	256	13,710
自家発電機	台	47		62	40	3	5	5	3	165
投光器	台	94		124	80	6	10	10	6	330
コードリール	台	94		124	80	6	10	10	6	330
燃料携行缶	個	142		188	120	8	14	14	9	495
タオル	枚	9,500	8,000	12,000	100	500	900	900	600	32,500
給水用ポリタンク	個	800	1,800	700	500	50	100	150	100	4,200
医薬品セット ※7	個	47	40	62		3	5	5	3	165

その他の品目

（平成29年1月現在）

品名	単位	県北地区	中央地区	県南地区	消防学校	鹿角	山本	仙北	雄勝	合計
タオルケット	枚				1,528					1,528
敷布	枚				17					17
作業衣	着				18					18
鍋	個				50					50
湯沸かし	個				110					110
メリヤス	着				400					400
肌着(紳士用)	組			1,560	1,000					2,560
肌着(婦人用)	組			1,560	1,000					2,560
肌着(子供用)	組			480	1,000					1,480
避難生活用品セット	組	1,840	3,200	100						5,140
災害用敷マット	枚	1,900	3,200	1,900						7,000
安全ろうそく	個	380	640	380						1,400
長靴	足	80	120	80						280
防水シート(大)	枚	250	200	250	300					1,000
防水シート(小)	枚	250	300	250	200					1,000

※1 賞味期限は平成33年2月28日と11月30日

※2 賞味期限は平成33年4月30日と11月30日

※3 賞味期限は平成33年3月30日と11月30日

※4 賞味期限は平成33年4月29日と11月30日

※5 賞味期限は平成30年5月1日と24日

※5 ()内は、共同備蓄指定品目の指定規格に換算後の数量（箱単位→グラム単位に変更）

※6 ()内は、共同備蓄指定品目の指定規格に換算後の数量（石油ストーブ：反射式2台＝対流式（指定規格）1台に換算）

※7 使用期限は平成29年9月と平成30年9月

県・市町村の備蓄目標量

県と市町村が最低限備蓄すべき数量（合計）

品目		数量	左の内訳
食料品等	主食	289,500 食	139,193 人×99%（乳幼児(1.5 歳未満)以外)×3 食×3 日×7/10×1/3
	内訳	主食	139,193 人×83%（高齢者(75 歳以上)・乳幼児(1.5 歳未満)以外)×3 食×3 日×7/10×1/3
		主食(お粥等)	139,193 人×16%（高齢者(75 歳以上)）×3 食×3 日×7/10×1/3
	飲料水	292,400 ℓ	139,193 人×3 ℓ×3 日×7/10×1/3
	粉ミルク	82,400 g	139,193 人×1%（乳幼児(1.5 歳未満)）×65%（人工・混合授乳者）×130g×3 日×7/10×1/3
	ほ乳瓶	220 本	139,193 人×1%（乳幼児(1.5 歳未満)）×65%（人工・混合授乳者）×1 本×7/10×1/3
防寒用品	毛布	65,000 枚	139,193 人×2 枚×7/10×1/3
	石油ストーブ	660 台	139,193 人÷100 人×2 台×7/10×1/3（100 人の避難所に 2 台・投光器の数量との調整有り） ※反射式の場合は 1 台につき 0.5 台に換算
衛生用品	トイレ	467,700 回分	139,193 人×96%（紙おむつ使用者(要介護度 4・5 及び 3 歳未満)以外)×5 回×3 日×7/10×1/3
	トイレトーパー	14,700 巻	139,193 人×0.15 巻×3 日×7/10×1/3
	紙おむつ(大人用)	13,700 枚	139,193 人×2%（要介護度 4・5）×7 枚×3 日×7/10×1/3
	紙おむつ(子供用)	9,800 枚	139,193 人×2%（3 歳未満）×5 枚×3 日×7/10×1/3
	生理用品	24,400 枚	139,193 人×5%（12～50 歳女性の 25%）×5 枚×3 日×7/10×1/3

品 目		数 量	左の内訳
発電・照明機材	自家発電機	330 台	$139,193 \text{ 人} \div 100 \text{ 人} \times 1 \text{ 台} \times 7/10 \times 1/3$ (100人の避難所に1台)
	投光器	660 台	$139,193 \text{ 人} \div 100 \text{ 人} \times 2 \text{ 台} \times 7/10 \times 1/3$ (発電機1台につき2台)
	コードリール	660 台	$139,193 \text{ 人} \div 100 \text{ 人} \times 2 \text{ 台} \times 7/10 \times 1/3$ (発電機1台につき2台)
	燃料タンク	990 台	$139,193 \text{ 人} \div 100 \text{ 人} \times 3 \text{ 台} \times 7/10 \times 1/3$ (石油ストーブ及び発電機1台につき各1台)
その他	タオル	65,000 枚	$139,193 \text{ 人} \times 2 \text{ 枚} \times 7/10 \times 1/3$
	給水タンク	6,500 個	$139,193 \text{ 人} \times 2 \text{ ℓ} (1 \text{ 人分} 2 \text{ ℓ}) \div 10 \text{ ℓ} (10 \text{ ℓ 用の個数に換算}) \times 7/10 \times 1/3$ ※10 ℓ 程度以外の場合は 10 ℓ に換算
	医薬品セット	330 個	$139,193 \text{ 人} \times 10\% (医療機関を受診しない軽傷者) \div 10 \text{ 人} (10 \text{ 人分の個数に換算}) \times 7/10 \times 1/3$ ※10 人分程度以外の場合は 10 人分に換算

県と市町村が最低限備蓄すべき数量（県・市町村毎の内訳①）

品 目	主食 (食)	内 訳		飲料水 (ℓ)	粉ミルク (g)	ほ乳瓶 (本)	毛布 (枚)	
		主食	主食(お粥等)					
目標量全体	289,500	242,700	46,800	292,400	82,400	220	65,000	
県	144,750	121,350	23,400	146,200	41,200	110	32,500	
市 町 村	鹿角市	4,604	3,859	745	4,650	1,311	4	1,034
	小坂町	811	680	132	819	231	1	182
	大館市	10,524	8,823	1,702	10,629	2,996	8	2,363
	北秋田市	4,864	4,078	787	4,913	1,385	4	1,092
	上小阿仁村	377	316	61	381	108	1	85
	能代市	7,889	6,614	1,276	7,968	2,246	6	1,772
	藤里町	522	437	85	527	149	1	117
	三種町	2,519	2,112	408	2,544	717	2	566
	八峰町	1,101	923	178	1,112	314	1	247
	秋田市	43,136	36,163	6,974	43,568	12,278	33	9,685
	男鹿市	4,314	3,617	698	4,357	1,228	4	969
	潟上市	4,604	3,859	745	4,650	1,311	4	1,034
	五城目町	1,405	1,178	227	1,419	400	2	316
	八郎潟町	883	741	143	892	252	1	199
	井川町	739	619	120	746	211	1	166
	大潟村	435	365	71	439	124	1	98
	由利本荘市	11,363	9,526	1,837	11,477	3,235	9	2,552
	にかほ市	3,677	3,083	595	3,714	1,047	3	826
	大仙市	11,783	9,878	1,905	11,901	3,354	9	2,646
	仙北市	3,952	3,313	639	3,992	1,125	4	888
美郷町	2,895	2,427	468	2,924	824	3	650	
横手市	13,115	10,995	2,121	13,246	3,733	10	2,945	
湯沢市	6,789	5,692	1,098	6,857	1,933	6	1,525	
羽後町	2,244	1,881	363	2,267	639	2	504	
東成瀬村	391	328	64	395	112	1	88	
県・市町村の合計 ※	289,686	242,857	46,842	292,587	82,463	231	65,049	

※市町村毎の数量算出に当たっては、「端数切り上げ」としているため、「県・市町村分の合計」は「目標量全体」を上回っている。

県と市町村が最低限備蓄すべき数量（県・市町村毎の内訳②）

品 目	石油ストーブ (台)	トイレ (回分)	トイレットペ ーパー(巻)	紙おむつ (大人用) (枚)	紙おむつ (子供用) (枚)	生理用品 (枚)	
目標量全体	660	467,700	14,700	13,700	9,800	24,400	
県	330	233,850	7,350	6,850	4,900	12,200	
市 町 村	鹿角市	11	7,437	234	218	156	388
	小坂町	2	1,310	42	39	28	69
	大館市	24	17,001	535	498	357	887
	北秋田市	12	7,858	247	231	165	410
	上小阿仁村	1	609	20	18	13	32
	能代市	18	12,745	401	374	268	665
	藤里町	2	842	27	25	18	44
	三種町	6	4,069	128	120	86	213
	八峰町	3	1,778	56	53	38	93
	秋田市	99	69,688	2,191	2,042	1,461	3,636
	男鹿市	10	6,969	220	205	147	364
	潟上市	11	7,437	234	218	156	388
	五城目町	4	2,269	72	67	48	119
	八郎潟町	3	1,427	45	42	30	75
	井川町	2	1,193	38	35	25	63
	大潟村	1	702	23	21	15	37
	由利本荘市	26	18,358	577	538	385	958
	にかほ市	9	5,940	187	174	125	310
	大仙市	27	19,036	599	558	399	994
	仙北市	10	6,385	201	188	134	334
美郷町	7	4,677	147	137	98	244	
横手市	30	21,187	666	621	444	1,106	
湯沢市	16	10,968	345	322	230	573	
羽後町	6	3,625	114	107	76	190	
東成瀬村	1	632	20	19	14	33	
県・市町村の合計 ※	671	467,992	14,719	13,720	9,816	24,425	

※市町村毎の数量算出に当たっては、「端数切り上げ」としているため、「県・市町村分の合計」は「目標量全体」を上回っている。

県と市町村が最低限備蓄すべき数量（県・市町村毎の内訳③）

品 目	自家発電機 (台)	投光器 (台)	コード リール (台)	燃料 タンク (台)	タオル (枚)	給水 タンク (個)	医薬品 セット (個)	
目標量全体	330	660	660	990	65,000	6,500	330	
秋田県分	165	330	330	495	32,500	3,250	165	
市 町 村	鹿角市	6	11	11	16	1,034	104	6
	小坂町	1	2	2	3	182	19	1
	大館市	12	24	24	36	2,363	237	12
	北秋田市	6	12	12	17	1,092	110	6
	上小阿仁村	1	1	1	2	85	9	1
	能代市	9	18	18	27	1,772	178	9
	藤里町	1	2	2	2	117	12	1
	三種町	3	6	6	9	566	57	3
	八峰町	2	3	3	4	247	25	2
	秋田市	50	99	99	148	9,685	969	50
	男鹿市	5	10	10	15	969	97	5
	潟上市	6	11	11	16	1,034	104	6
	五城目町	2	4	4	5	316	32	2
	八郎潟町	2	3	3	4	199	20	2
	井川町	1	2	2	3	166	17	1
	大潟村	1	1	1	2	98	10	1
	由利本荘市	13	26	26	39	2,552	256	13
	にかほ市	5	9	9	13	826	83	5
	大仙市	14	27	27	41	2,646	265	14
	仙北市	5	10	10	14	888	89	5
美郷町	4	7	7	10	650	65	4	
横手市	15	30	30	45	2,945	295	15	
湯沢市	8	16	16	24	1,525	153	8	
羽後町	3	6	6	8	504	51	3	
東成瀬村	1	1	1	2	88	9	1	
県・市町村分の合計 ※	341	671	671	1,000	65,049	6,516	341	

※市町村毎の数量算出に当たっては、「端数切り上げ」としているため、「県・市町村分の合計」は「目標量全体」を上回っている。

